

土地家屋調査士会職印証明書規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第9条第1項及び第2項の規定により届出た会員の職印を証明する手続に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(証明の請求及び手数料)

第2条 会員は、届出た職印について証明（以下「職印証明」という。）を請求することができる。

2 前項の証明手数料は、一通につき金500円とする。

(請求の方法)

第3条 会員は、職印証明を、愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）に直接持参し、又は郵送による方法で請求することができる。

2 郵送による方法で職印証明を請求するときは、往復とも配達証明郵便によるものとし、返信用の封筒に郵便切手を貼付し、前条に定める証明料を同封して請求しなければならない。

(証明の手続)

第4条 会員は、職印証明を請求するときは、土地家屋調査士職印証明書交付願1通と請求する通数の土地家屋調査士職印証明書用紙（以下「職印証明書用紙」という。）に必要事項を記載し、職印を鮮明に押印して、本会に提出するものとする。

2 本会は、前項の請求を受理したときは、記載事項を確認し、記載事項に訂正があり、又は疑義があるときは、当該会員に確認の上、再提出を求めるものとする。

(証明書の発行手続)

第5条 本会は、前条第1項の請求を受理したときは、その記載事項を確認の上、交付年月日及び証明文を記載し、証明印を付して、請求された通数の土地家屋調査士職印証明書（以下「職印証明書」という。）を交付するものとする。

2 職印証明書の記載事項は、訂正しないものとする。

3 本会は、職印証明書を発行したときは、土地家屋調査士職印証明書発行簿を備え、必要事項を記載しておくものとする。

(職印証明書の発行の拒否)

第6条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職印証明書の発行を拒否するものとする。

- (1) 毀損、摩耗等により提出された印影と照合することが困難なとき
- (2) 他の文書に押印した印影の証明
- (3) 証明書の再証明
- (4) 請求を受けた職印証明書用紙の記載事項に訂正があり、又は疑義があり再提出を求めてもこれに応じなかったとき

附 則

この規程は、平成17年3月7日から施行する。